

日本学生支援機構奨学金 適格認定説明会

「適格認定」は、1年間の学修状況を振り返るとともに、みなさんの経済状況に照らした適正な貸与金額を考える重要な機会です。将来返還をすることを意識して、奨学金について考えてみましょう！

来年度から実施される修学支援新制度に申込みをしている方または申込み予定の方も、採用になるとは限らないので、必ず提出(入力)してください。

学生生活支援課奨学金担当
連絡先の登録をお願いします。

089-927-9168

syougaku@stu.ehime-u.ac.jp



 愛媛大学

配布物（メール添付資料）

- ①日本学生支援機構奨学金適格認定基準（愛媛大学）
- ②「奨学金継続願」の提出（入力）手続きについて
- ③スカラネットパーソナルについてのリーフレット

1. 「奨学金継続願」の提出
(入力)について

2. 「適格認定」について

1. 「奨学金継続願」とは

貸与状況や学業成績等の確認・振り返りを行い、来年度の奨学金希望の有無を機構に提示するためにスカラネットパーソナルから提出（入力）すること。

**提出（入力）しなければ「廃止」となり、
来年4月から奨学金は振り込まれません。**

2. 「適格認定」とは

「奨学金継続願」の内容と学業成績等を総合的に審査し、適格認定基準に基づき措置をとること。



「奨学金継続願」を提出（入力）しても必ず継続できるとは限らない。

2. 「適格認定」とは

措置	奨学生の身分	4月以降の振込
廃止	身分終了	×
停止	中断	×
警告	継続	○
継続		

貸与と給付で基準が異なります。

廃止

貸与

区分	適格基準の細目	
	学部	大学院
廃止	学業成績が次のいずれかに該当する者 (1) 留年者 (2) 各学部における履修制限等に基づき、卒業延期が確定した者 (3) 当年度の修得単位数が皆無の者又は極めて少ない者、ただし 標準修得単位数を満たしているものは除く(※1参照)	学業成績により、修了の延期が確定した者又は修了の延期の可能性が極めて高い者
	次のいずれかに該当する者 (1) 「貸与奨学金継続願」を提出しなかった者(貸与奨学金継続願に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をした者を含む。) (2) 「貸与奨学金申請書」又は「確認書」に虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明した者 (3) 退学・除籍の処分を受け学籍を失った者(ただし、授業料未納による退学・除籍処分は異動(退学)として取り扱うものとする。) (4) 学校内外の規律を著しく乱し、奨学生資格を失わせることが適当である者 (5) 振込停止期間が2年を経過した者 (6) その他、奨学生としての責務を怠り、特に奨学生として適当でない者	同左

廃止

給付

区分	適格基準の細目(給付)
廃止	1 学業成績が次のいずれかに該当し、当該学業成績がやむを得ない事由によるものでない又は成業の見込みがない者 (1) 留年者 (2) 各学部における履修制限等に基づき、卒業延期が確定した者 (3) 当年度の修得単位(科目)数が標準的な修得単位(科目)数の1/2以下の者(※2参照) ただし、標準修得単位数を満たしている者は除く(※1参照)
	2 次のいずれかに該当する者 (1) 「給付奨学金継続願」を提出しなかった者 (2) 退学・除籍の処分を受け学籍を失った者(ただし、授業料未納による退学・除籍処分は、異動(退学)として取り扱うものとする。) (3) 学校内外の規律を著しく乱し、在学学校で1ヶ月以上の停学の処分を受けた者 (4) その他、給付奨学生としての責務を怠り、特に給付奨学生として適当でない者
	3 経済状況の事由により停止の処置を受けている者であって、その者の生計を維持する者が市町村民税の所得割を課されている者
	4 停止区分の1および2の項に該当する者として停止の処置を受けている者であって次のいずれかに該当する者 (1) 停止の事由が継続している者のうち、1年以内に当該事由が止む見込みがない者 (2) 停止の処置を受けている期間が継続して2年を経過した者 (3) 在学学校長が指定する日までに停止期間の終了に伴う交付再開を願い出ない者

※1 標準修得単位数 = $\frac{\text{必要卒業単位数}}{\text{所定の修業年限}} \times \text{修了している学年}$

(標準修得単位数については、『学部学生の標準修得単位数及び必要卒業単位数一覧』を参照)

※2 当年度修得単位数 = $\frac{\text{必要卒業単位数}}{\text{所定の修業年限}}$

(必要卒業単位数については、『学部学生の標準修得単位数及び必要卒業単位数一覧』を参照)

※3 廃止 (3) 当年度の修得単位数が極めて少ないとは、標準修得単位数の1割以下を目安とする

例：工学部機械工学科

必要卒業単位数	126単位
標準修得単位数1年生	32単位
2年生	63単位
3年生	95単位

停止（再停止）

区分	適格基準の細目	
	学部	大学院
停止 (再停止)	<p>学業成績は廃止該当者と同じであるが、成業の見込みがある者</p> <p>廃止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 停学その他の処分を受けた者</p> <p>(2) 学校内外の規律を乱し、奨学金の交付を停止させることが適当である者(不起訴処分の場合に限る)</p>	同左

停止（再停止）

区分	適格基準の細目（給付）
<p>停止 (再停止)</p>	<p>1 学業成績が次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 学業成績は廃止該当者と同じであるが、当該学業成績がやむを得ない事由によるものであり、かつ、成業の見込みがある者</p> <p>(2) 学修の意欲に欠ける者</p> <p>(3) 仮進級となった者</p>
	<p>2 廃止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 1ヶ月未満の停学その他の処分を受けた者</p> <p>(2) 学校内外の規律を乱し、給付奨学金の交付を停止させることが適当である者</p>
	<p>3 経済状況について次のいずれかに該当する者(再停止対象外)</p> <p>(1) 生計を維持する者が市町村民税の所得割を課されている状態が2年間継続した者</p> <p>(2) 生計を維持する者の市町村民税の所得割額(家計支持者が2人いる場合は2人の合計額)が20万円を超える者</p>
	<p>4 学力不振による停止の処置を受けている者で停止の事由が継続している者のうち、1年以内に当該事由が止む見込みがある者</p>

警告

貸与

区分	適格基準の細目	
	学部	大学院
警告	<p>廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 当年度の修得単位数が、下記※2による計算式の5割以下の者、ただし標準修得単位数を満たしている者は除く(※1参照)</p> <p>(2) 前号の規程にかかわらず、学長が修得単位(科目)数が著しく少ないと認めた者</p> <p>(3) 学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者</p> <p>(4) 学修の意欲に欠ける者</p>	<p>廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 修得単位数が他の学生に比べて著しく少ない者</p> <p>(2) 学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者</p> <p>(3) 学修の意欲に欠ける者</p>

警告

給付

区分	適格基準の細目(給付)
警告	<p>廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 当年度の修得単位数が下記※2による計算式の8割以下の者 ただし、標準修得単位数を満たしている者は除く(※1参照)(2) 当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて劣っている者(3) 学修の意欲が低い者

※1 標準修得単位数 = $\frac{\text{必要卒業単位数}}{\text{所定の修業年限}} \times \text{修了している学年}$
(標準修得単位数については、『学部学生の標準修得単位数及び必要卒業単位数一覧』を参照)

※2 当年度修得単位数 = $\frac{\text{必要卒業単位数}}{\text{所定の修業年限}}$
(必要卒業単位数については、『学部学生の標準修得単位数及び必要卒業単位数一覧』を参照)

※3 廃止 (3) 当年度の修得単位数が極めて少ないとは、標準修得単位数の1割以下を目安とする

例：工学部機械工学科

必要卒業単位数	126単位
当年度修得単位数	32単位
$32 \times 0.5 = 16$	貸与
$32 \times 0.8 = 25.6$	給付

「奨学金継続願」提出（入力）までの流れ

- ① スカラネット・パーソナルから貸与額通知（返還予定額）を確認
- ② 「奨学金継続願」入力準備用紙の記入
- ③ **「奨学金継続願」の提出（入力）**

※奨学金が必要なくなった人も提出（入力）してください。

※提出しない場合は、奨学金は『**廃止**』になります。

【期間厳守】

提出期間：令和元年12月13日（金）

～令和2年1月10日（金）

提出手段：スカラネット・パーソナルから

■ 「奨学金継続願」の提出(入力)期間について

提出(入力)開始	令和 元 年 12 月 13 日から(※)
提出(入力)締切	令和 2 年 1 月 10 日まで(※) (事前に学校に確認のうえ、日付を記入してください。)
入力時間	8:00~25:00

来年度から実施される修学支援新制度に申込みをしている方または申込み予定の方も、採用になるには限らないので、必ず提出(入力)してください。

「奨学金継続願」は、学校が指定する提出(入力)期間内に、必ず提出(入力)しましょう。

※土日祝日も提出(入力)できます。ただし、令和元年12月28日から令和2年1月5日は、年末年始のため提出(入力)ができません。



未提出者は廃止

「奨学金継続願」を未提出のまま提出(入力)期限を過ぎると、継続する意思がないと判断され、適格認定は「廃止」となり、奨学生としての資格を失います。「廃止」と認定されると、4月以降の奨学金は振り込まれません。学校の指示に従って、返還開始の手続きをしてください。

■ 「奨学金継続願」の提出(入力)方法について



1. 収入に関する証明書を準備

主として生計を維持している人(父、母、祖父、祖母など)及びその他の生計を維持している人(父、母など)の収入に関する証明書(「奨学金継続願」提出(入力)時点で取得可能な直近のもの)の準備が必要です。

給与所得の場合 (年金・恩給・生活扶助費・失業給付金等による収入を含む)	直近の源泉徴収票 各種証明書(複数の収入がある場合は、合計金額を入力します)
給与所得以外の場合	平成30年分の所得税の確定申告(控)

※証明書の大学への提出は不要

辞退の場合もDまでは必ず入力

半角数字

生年月日 (和暦)

半角数字

2 / 6 画面

C-あなたの個人情報

あなたの個人情報と貸与明細が表示されますので、確認してください。

D-奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの奨学金の振込みを希望しますか。

奨学金の継続を希望します 奨学金の継続を希望しません

E-あなたの返還誓約書情報

登録済みの返還誓約書情報が表示されますので、確認してください。

あなた自身の**住民票の住所**、電話番号を変更しましたか。

はい いいえ

あなた自身の住民票の住所等を変更した場合は、下の「住所を変更する」ボタンを押して変更後の住所等を入力してください。それ以外の情報に変更がある場合は、下の「返還誓約書情報を変更する」ボタンを押してください。

「奨学金の継続を希望しません」を選択した場合は、3月までの貸与となり、4月以降は振り込まれません。

この画面の「次へ」ボタンを押すと、入力内容確認画面が表示されます。

あなた自身の住民票の住所又は電話番号のいずれか一方のみを変更・訂正する場合、変更がない項目も入力する必要があります。

表示された内容に変更がある場合は、学校に届けてください。

◎本人情報の変更は、ここで入力が可能です。

※住民票住所に変更がなければ変更不要

◎その他の情報の変更・訂正は学生生活支援課まで

2019年の証明書がなければ、2018年のものを参照

4 / 6 画面 - 1

H-経済状況

1. 学生生活費の状況など、経済状況は奨学金申込時または前回の継続願提出時と比較して変わりましたか。あてはまるものを一つ選択してください。

○(1)好転した ○(2)ほぼ変わらない ○(3)苦しくなった

2. 主として生計を維持している人(父、母、祖父、祖母など)の**昨年1年間(1月~12月)**の所得金額を記入してください。 ※1万円未満は切り捨てて記入してください。

1) 給与所得の場合	源泉徴収票等における支払金額	<input type="text"/>	万円
2) 給与所得以外の場合	確定申告の控における収入・売上金額	<input type="text"/>	万円
	所得金額	<input type="text"/>	万円

3. その他の生計を維持している人(父、母など)の**昨年1年間(1月~12月)**の所得金額を記入してください。 ※1万円未満は切り捨てて記入してください。

1) 給与所得の場合	源泉徴収票等における支払金額	<input type="text"/>	万円
2) 給与所得以外の場合	確定申告の控における収入・売上金額	<input type="text"/>	万円
	所得金額	<input type="text"/>	万円

【収入】

5. あなたの 2018年12月(2019年4月入学者は2019年4月)から2019年11月の収入に関する金額を記入してください。
収入及び支出の種類別に記入し、二重に計上しないよう気をつけてください。(金額は1万円未満を切り捨てて記入)

【注意】月額ではなく1年間

【支出】

6. あなたの 2018年12月(2019年4月入学者は2019年4月)から2019年11月の支出に関する金額を記入してください。
種類別に記入し、二重に計上しないよう気をつけてください。(金額は1万円未満を切り捨てて記入)

【収入と支出の差額】

7. あなたの 2018年12月から2019年11月の収入と支出の差額

収入合計(★) - 支出合計(☆) = ()万円 (自動表示)

◎収入が支出以上でないとい先に進めません！

◎年間支出よりも年間収入が36万円以上(大学院生の場合
は45万円以上)多い場合は、面談等の指導があります。

「給付奨学金継続願」 注意事項

◎来年度から実施される修学支援新制度に申込みをしている方または申込み予定の方も、採用になるとは限らないので、**必ず提出(入力)**すること。

◎提出書類について

(1) **令和元年度(平成30年度分)住民税(非)課税証明書**

給付奨学生2回生全員

給付奨学生1回生で生計維持者の変更があった者

(2) 自宅外通学に関する証明書

**※生計維持者の住民票(写し) + 給付奨学生本人の住所が確認できる書類
「自宅外月額」の支給を受けている者全員**

注意事項（全体）

- ・入力前に「『奨学金継続願』入力準備用紙」を記入し、手元に用意してから入力してください。
※入力中に一つの画面で30分以上経過したら、タイムアウト(最初から入力)になるので注意
- ・各奨学生番号で継続願の入力をしてください。
【◎給付, ◎第1種(貸与), ◎第2種(貸与)】
- ・入力後に表示される受付番号を控えてください。

継続願提出（入力）期限

令和2年1月10日（金）

※令和元年12月28日から令和2年1月5日までは、年末年始のため提出（入力）ができません。

学生生活支援課奨学金担当

TEL : 089-927-9168

e-mail: syougaku@stu.ehime-u.ac.jp